



# B@NEWS

2021年10月29日号



## 定時決定(算定基礎届)とは？

スタッフのみなさんこんにちは！！

先月の給与明細に同封して社会保険料変更のお知らせを対象の方にお送りしております。

今回の社会保険料の改定は、定時決定(算定基礎届)と呼ばれる社会保険料(健康保険と厚生年金保険)の見直しによって変更になっているものです。社会保険に加入されている方を対象に、毎年4～6月給与を基に見直しが行われ、9月分の社会保険料(ブレインズだと10月29日給与)から適用となっております。

仕組みとしては、標準報酬月額と呼ばれる給与額に応じて分けられている等級が存在しており、4～6月の給与額の平均がどの等級に当てはまるかによって保険料が決められています。今まで控除されている社会保険料の等級よりも1等級でも増減があれば社会保険料変更の対象となります。

社会保険料額表や社会保険料の見直し制度については、協会けんぽや日本年金機構のホームページに記載されておりますので、気になった方は一度ご覧ください。

### ☆年末調整の書類を同封しています☆

毎年12月のお給与にて1年間の所得税の清算を行ないます。書類を同封しておりますので、締め切り日までのご返送をお願いいたします。

○ご提出いただく書類は、年末調整をする・しないで変わってまいります。

ご不明な場合はブレインズ総務部までご連絡ください。

○締め切りは11月26日(金)です。添付書類待ち等で締め切りに遅れそうな場合は必ずご連絡ください。

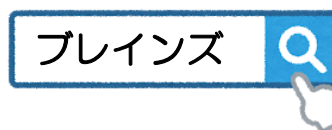
## 求職中のお友達を ご紹介ください！

お知り合いやお友達の中で、  
転職を検討されている方や求職中の  
方がいらっしゃいましたら  
ブレインズにご紹介ください。

ブレインズ 管理課  
[kanri@brains-kgw.co.jp](mailto:kanri@brains-kgw.co.jp)

## ブレインズホームページ 日々更新中です！！

ブレインズホームページでは  
B@NEWSのバックナンバーや新着  
のお仕事情報、Facebookなどを  
日々更新しています。  
よろしければご覧ください。



- 2021年10月29日(金)の給与明細(個人支給明細書)を同封しております。
- 給与振込口座の記入間違いや口座変更の届出がないために生じた再振込手数料はご自身で負担していただきますのでご了承ください。給与手続き日との兼ね合いもありますので、変更の際は事前にご連絡をお願いします。
- 勤怠届提出の際には、必ず勤怠の事由欄(私用、病気、事故など)にもチェックをし、該当日までにFAXしてください。また、突発的な事由での欠勤・遅刻・早退・有給休暇の場合は、入社後すみやかに届け出てください。未記入の箇所があったり、提出が確認できなかったりする場合、電話もしくはメールにてご連絡をさせていただきます。
- ご登録の際にお教えいただいたメールアドレス宛に、お仕事情報やイベント情報をお送りすることがございます。不要の際はご連絡ください。
- ご結婚・お引越し・ご卒業・その他諸事情により住所・氏名・電話番号・eメールアドレス・給与振込口座などを変更される場合は、必ずブレインズまでご連絡をお願いいたします。給与明細をメール受信にされている方でメールアドレスの変更をされる場合は、給与専用アドレスにも変更の旨のご連絡をお願いします。メールフィルタの設定をされている場合、ブレインズからのメールが届かない可能性があります。今一度フィルタの確認をお願いいたします。



〒760-0027 高松市紺屋町1番地3  
電話 087-813-2100 FAX 087-813-2101  
URL <http://www.brains-kgw.co.jp/>  
モバイル用 <http://www.brains-kgw.co.jp/m/>